

1

(1) 声 明

1949. 1. 22

資料①

日本学術会議第1回総会

われわれは、ここに人文科学及び自然科学のあらゆる分野にわたる全国の科学者のうちから選ばれた会員をもって組織する日本学術会議の成立を公表することができるのをよろこぶ。そしてこの機会に、われわれは、これまでわが国の科学者がとりきった態度について強く反省し、今後は、科学が文化国家ないし平和国家の基礎であるという確信の下に、わが国の平和的復興と人類の福祉増進のために貢献せんことを誓うものである。そもそも本会議は、わが国の科学者の内外に対する代表機関として、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映浸透させることを目的とするものであって、学問の全面にわたりそのなう責務は、まことに重大である。されば、われわれは、日本国憲法の保障する思想と良心の自由、学問の自由及び言論の自由を確保するとともに、科学者の総意の下に、人類の平和のためあまねく世界の学界と提携して学術の進歩に寄与するよう万全の努力を傾注すべきことを期する。ここに本会議の発足に当ってわれわれの決意を表明する次第である。

(2) 声 明

1949. 10. 6

資料②

日本学術会議第4回総会

日本学術会議は、平和を熱愛する。原子爆弾の被害を目撃したわれわれ科学者は、国際情勢の現状にかんがみ、原子力に対する有効なる国際管理の確立を要請する。

(3) 声 明

1949. 10. 6

日本学術会議第4回総会

大学等学術研究機関の人事については、学問、思想の自由を尊重することを念とすべきであって、単に政党所属等を事実上の理由として処置さるべきではない。また、特に大学においては、学問の研究に関連する教授会の権限が尊重せらるべきであって、これが、外部よりする政治的理由によって、左右されてはならない。右、声明する。

c092-009-021

(4) 声 明

1950. 4. 28

日本学術会議第6回総会

日本学術会議は、1949年1月、その創立にあたって、これまで日本の科学者がとりま  
った態度について強く反省するとともに科学を文化国家、世界平和の礎たらしめようとする固  
い決意を内外に表明した。

われわれは、文化国家の建設者として、はたまた世界平和の使 として、再び戦争の惨禍が  
到来せざるよう切望するとともに、さきの声明を実現し、科学者としての節操を守るためにも、  
戦争を目的とする科学の研究には、今後絶対に従わないというわれわれの固い決意を表明する。

(5) 声 明

1952. 4. 24

日本学術会議第12回総会

われわれは、現在国会に提案されている破壊活動防止法案が、学問・思想の自由を圧迫する  
おそれがあると、深く憂慮し、今後の成行について、重大な関心をよせるものである。

(6) 声 明

1952. 4. 24

日本学術会議第12回総会

日本学術会議の会員選挙は世界に類例を見ないものであり、これの円満な運営は科学者の高  
度の道徳心の上に立ってのみ可能であり、単に法律を以て律し得るものではない。全国の科学  
者はこの点に深く思いをいたし、選挙にあたっては、科学者としての良心に恥じないよう行動  
せられることを期待する。

右、声明する。

(7) 声 明

1954. 4. 23

日本学術会議第17回総会

第19国会は、昭和29年度予算の中に原子力に関する経費を計上した。

原子力の利用は、将来の人類の福祉に関係ある重要問題であるが、その研究は、原子兵器と  
の関連において急速な進歩をとげたものであり、今なお、原子兵器の暗雲は世界をおおっている

13

附録二

底巻第 22 号

昭和 32 年 1 月 12 日

内閣総理大臣

石 橋 退 三 殿

日本学術会議会長

茅 塚 司 殿

基礎科学の研究体制確立について（要望）

史料 4

様記のことについて、本会議第 22 回委員会の議により、ここに  
下記のとおり要望します。

記

わが国の基礎科学の研究体制を確立し、その振興を図るため、政  
府が次の五つの要綱につき、その実現のため、ただちに調査検討に  
着手し、日本学術会議と協力して、適切且解決策を講ずることを要  
望する。

第一要綱：研究拠財、研究要員、研究費に関しては、一般水準向上  
の要望が満足されなければならず、とくに大学における基礎科  
学の増産充実を図らねばならない。

第二要綱：共同研究の体制は、基礎科学進歩のために必要不可欠  
のものであるから、研究グループの組織を促進し、研究  
センターの設置を図るべきである。

第三要綱：流動研究員制度を導入すべきである。

第四要綱：日本学術会議のなかにおいて、国内の研究連絡を図り  
各専門分野の交流をよくし、また上述の流動研究員制度、研究ゲ  
ループ、研究センターの運営について、各専門分野ごとに常時調  
査し、学界の自主性において基礎科学研究の長期計画を検討する  
ため、研究連絡委員会の拡充、強化することについて考慮するこ  
と。

第五要綱：現在必要には、その実勢上、強力な基礎科学の調査ある  
いは研究の組織をもつものが少なく、ゆえにこれらの資料が現在米  
国に貸付的に活用されるならば、基礎科学の進歩に終焉すること

(2)

L4

©2022 YHAL, YITP, Kyoto University

がさらに大きくなることを期待し、京都大学基礎物理学研究所と湯川記念館史料室  
と協力して調査することをお願いするとともに、これらの研究あるいは調査が全  
面的な研究体制によって計画的に遂行されることも一層望ましく、

(3)

15

附録 3

基礎科学振興に関する声明

日本学術会議 第27回総会  
(1958-10)

資料5

技術革新の基盤である基礎科学の進歩は、欧米では最近飛躍的なものがあり、わが国とのひらきは益々増大しつゝ、あることがあきらかである。わが国としては、今日直ちに強力な施策をもつて、基礎科学の研究全般にわたり、水準の飛躍的な向上、内容の画期的な充実を図り、これによって、科学・技術の堅固な基盤を培養しなければならない。もし、これを放置するならば、数年ならずしてわが国の科学技術は、多くの重要な分野において国際水準から脱落せざるをえず、その前途はまことに憂慮すべきものがある。

日本学術会議は、政府が、この点に関し、従来本会議が要望してきたところに基づき、有効適切な措置を速かた講ぜられることを強く切望するとともに、この事態に関し、広く国民の理解と支持とを望むものである。

(4)

16

S. Otsuka

# 原子核研究将来計画 附録

## 附録 1

### 声 明

1961 4 27

日本学術会議第22回委員会

日本学術会議は、かねてより基礎科学振興につき多くの努力を重ねてきたが、この際、次の諸原則を確認し、全国の科学技術者とともに、その目的の実現のため一層力を尽くすことを声明する。

1. 我が国の科学技術が健全な発展をとげるためには、所産費の国民総所得に対する割合を画期的に高め、とくに基礎科学分野の比重が従来低かつたことを改めねばならない。また、基礎科学の分野における有能な人材を養成し、十分な研究者数を確保することも極めて重要である。

資料6

これらの点については、日本学術会議が中心となり、長期的見通しに立って、その方針を討議決定すべきである。

2. 基礎科学の発展は、科学の内的な要求にしたがり、科学者自身によって将来計画を討議し、依りあげることによって可能となる。

このような計画を依りあげ実行することは、科学者の権利であり義務である。日本学術会議は、基礎科学の各分野にわたって将来計画を依り出す中核とならねばならない。

3. 科学の健全な成長を保障するためには、日本学術会議第22回委員会において要望された基礎科学研究体制の要綱の趣を更に発展させた新しい研究体制を依り出さねばならない。

4. 科学がそれ自身自由に発展し、またその成果が正しく用いられるためには、研究はすべて公開されることが必要である。

5. 科学者が必要と研究費を要求する権利は、学問と世界人類の平和と国民の幸福に利益たせ、文化を進展させる責任を果たすことによつてのみ生ずる。

科学の成果がいかに使われるかについても、科学者はその責任を分担せねばならない。

(1)

It is to our great regret, however, that contrary to this expectation of ours, the U.S.S.R. recently reopened testing of nuclear weapons, followed by the United States. We are deeply concerned about the possible danger that such reopening of nuclear tests which occurred under the unusual tension currently existing in the world might intensify this tension.

We should like, therefore, to renew our appeal to our fellow scientists all over the world in the earnest wish that through the joint efforts of all scientists testing of nuclear weapons be immediately suspended, that an agreement involving all nations be concluded as soon as possible on prohibition of nuclear weapons tests, and that this leads to a complete disarmament including prohibition of nuclear armament.

Tokyo, 24 November 1961

Adopted by the Science Council of Japan  
at its 35th General Meeting

(25) 科学の国際協力についての日本学術会議の見解

昭和36年10月27日

第34回総会議決

科学の国際間における協力は、科学の進歩に大きな関係があるばかりでなく、ひいては社会全体に重大な影響を及ぼすので、日本学術会議は、科学の国際協力一般について、その見解を明らかにする。

近年における交通・通信の急速な発達、地球はきわめて狭いものとし、文化の国際化の傾向はますます大きくなっている。科学の研究も決してその例外ではない。しかしそれ以上に科学の研究の本質が、その国際化を必要としている。研究成果の国際的な交換や交流の有効きは、ますます著しくなってきた。国際会議が頻りに開かれるようになったのも、その一例である。また研究の規模が 大きくなって、国際協力の体制がとられている例も、地球物理学や原子核等の面に沢山ある。

科学の著しい進歩のために、それが国家や全世界の将来を左右するような影響をもってきた

ことを考えると、科学の国際協力の問題は、単に研究の進歩という観点からだけでなく、それが社会の他の分野に与える影響も考えて、広い視野から、検討しなければならない。

1. 科学の国際協力は平和への貢献を目的とすべきこと

科学に関する国際協力は、平和目的にかぎるべきことは明白である。しかしながらこの原則は、単に軍事研究を排除するという消極的目的にとどまらず、もっと積極的な意義をもつことを指摘したい。

科学の異常な発展のために、現在相対立する国家ブロック間の政治紛争が、人類全体の滅亡の危険を生む可能性がある。われわれはこれを十分に知り、科学者としての責任を感じている。一方科学には古くから「科学に国境なし」といわれるほどの国際協力の伝統があり、科学には国際間の政治的な差異を超えた普遍性がある。

従って、科学者には、国際協力を通じて、全世界に平和をもたらすための重要な貢献をする責任があり、それを行う義務がある。

2. 科学の国際協力は全世界的であるべきこと

世界各国の科学研究には、それぞれ特色があり、そのいずれとも協力することが得策である。各国の科学協力を進めるための全世界的国際組織としては、UNESCO, ICSU, CIPRH, CIOMS, WHO, WMO, IAEA, その他があり、わが国も従来この種の機関を通じて、科学上の国際協力を行ってきた。従って、国際協力を強化する際には、やはりこれらの機関を強化するのが常道である。

特定の一国と科学協力を進める場合においても、これらの全世界的の協力関係の線に沿い、他の国との協力の妨げとならぬように十分留意するとともに、更に進んでその他の国々とも協力を進めるよう努力すべきである。

3. 科学の国際協力に際しては自主性を重んずべきこと

科学の共同研究において、個人の創意が何よりも重んじられるのと同じように、国際協力においても、その国の科学の伝統と自主性が尊重されなければならない。わが国の科学が自分自身の体系をもった自主的な発展に努力を怠るならば、国際協力で十分な寄与が果せないばかりでなく、国際協力はかえってわが国の科学の発展の障害になりかねないことを、十分に注意しなければならない。また、科学はそれが外部から加えられるいかなる干渉からも自由である時、もっともよく人類に奉仕できるということを考えるべきである。

4. 科学の国際協力は科学者の間で対等に行なわれるべきこと

科学の進歩は国によって程度の差があり、また特異性がある。しかしその国際協力は、各国が自主性をもって対等の立場において行なわれるのが原則である。ICSUなどにおけるような純学問上の協力においては、科学者のみの間において対等に話し合いが進められている。

国際協力を対等の立場で行なうためには、その経費も、他の国のみこれを仰ぐような態

度をとるべきではない。

5. 科学の国際協力の成果は公開されるべきこと

科学の国際協力にあたっては、その成果は公開されなければならない。これは軍事的な秘密研究を排除するという意義があるばかりでなく、自由な討論によって協力を助長するという積極的な面も持っている。

庶発第343号  
昭和37年5月18日

内閣総理大臣  
池田勇人 殿

日本学術会議会長  
和達清夫

科学研究基本法の制定について（勸告）

標記のことについて、本会議第36回総会の議に基づき、下記のとおり勸告します。

記

科学が国民の福祉、世界の平和、文化の向上に十分に寄与するように、日本の科学研究が健全に発達するためには、国がそれに対し責任をもち十分な措置をすべきものとする。ここに、そのためにまず国の行なうべき政策についての基本的理念を規定するため、科学研究基本法を制定することを勸告する。なお、

その内容については、本会議の意見を十分に尊重されたい。

#### 付 記

1) 本会議は、その法案にとり入れるべき内容について検討を重ね、一応の原案を得たので、ここにそれを添付する。

なお、その内容に関しては、従来本会議が行った勧告および声明に盛られた意見を集積してこれを整理し体系化した本会議創立以来の努力の結集である。

2) 本会議は、科学研究基本法が制定された後に、その理念に基づいて、それぞれの分野の振興を促進するための具体的法律（たとえば、人文社会科学、基礎自然科学、技術などを振興する法律など）が社会的要請に応じて制定され、また、科学研究に係る既存の諸法律が再検討されることを期待する。なお、その際には、そこに取り入れられるべき内容についても積極的な意見をのべる用意がある。

#### 理 由

科学研究は、人間の社会および文化の進歩に重要な役割を果し

112

てきた。今日、科学研究の発展と科学の利用が国民の物質的および文化的生活の向上において果す役割りは、飛躍的に増大しつつある。このため、今日いわゆる科学技術の振興に対する要望が高まりつつある。しかし、科学技術の基盤である科学研究の健全な発達を促進することなしには、科学技術の振興は不可能である。また、従来のおが国の科学と技術は、海外からの既成科学の輸入と技術輸入に依存するところが多かつた。この傾向を脱脚するためにも、わが国の科学研究の発展が必要である。

今日では、技術の開発ばかりでなく、科学研究自体がその遂行のために必要とする費用と人員が、国の経済の中で占める比率が急速に増大しつつある。したがつて、国は、科学研究の発展のために、適切な財政的措置を講じなければならない。

科学研究の発展のためには、研究者の自主性が保障されることが不可欠の条件である。研究者の自主性を尊重しつつ、その創意が発揮されるように、科学研究が必要とする諸条件を整備することは、国の重要な任務である。

科学研究の発展は、諸科学領域が相互に協力することによつてもたらされる。また、科学研究の成果が、人類の福祉に貢献するためには、人文、社会および自然科学が調和のとれた発展をとることが必要である。したがつて、科学研究の助成は、科学研究

の全領域が調和のとれた発達をとげることを目標としなければならぬ。

科学研究の健全な発達と研究成果の適切な利用が、国民の福祉の向上に果たす役割りは絶大であるが、科学研究の不調和な発達と研究成果の無視または濫用は、国民の福祉にとつてばかりでなく、人類の生在にとつてさえ、きわめて重大な脅威である。この弊害を防ぎ、科学研究を健全に発展させるためには、国民がこれに関心を持ち、それに期待し協力することが必要である。このため科学研究の本質およびその成果について、正しい認識を得られる機会が、国民に確保されていなければならない。

ここに、わが国の科学研究が健全に発達して、国民の福祉、世界の平和、文化の向上に寄与するために、国の行なうべき政策の基本的方向を規定する必要があると考える。

伺

科学研究基本法にとり入れるべき内容案

前 文

科学研究は、人間の社会および文化の進歩に重要な役割りを果たしてきた。今日、科学研究の発展と科学の利用が国民の物質的および文化的生活の向上において果たす役割りは顕著的に増大しつつある。このため今日いわゆる科学技術の振興に対する要望が高まりつつある。しかし、科学技術の基盤である科学研究の健全な発達を促進することなしには、科学技術の振興は不可能である。また、従来わが国の科学と技術は海外からの完成科学の輸入と技術導入に依存するところが多かつた。この傾向を脱却するためにも、わが国の科学研究の発展が必要である。

今日では、技術の開発ばかりでなく、科学研究自体がその遂行のために必要とする費用と人員が、国の経済の中で占める比率は急速に増大しつつある。したがって、国は、科学研究の発展のために、適切な財政的措置を講じなければならない。

科学研究の発展のためには、研究者の自主性が保障されることが不可欠の条件である。研究者の自主性を尊重しつつ、その創意が発揮されるように、科学研究が必要とする諸条件を整備することは、国の重要な任務である。

科学研究の発展は、諸科学領域が相互に協力することによつてもたらされる。また、科学研究の成果が人類の福祉に貢献するためには、人文・社会および自然科学が調和のとれた発達をとげることが必要である。したがって、科学研究の助成は、科学研究の全領域が調和のとれた発達をとげることを目標としなければならない。

科学研究の健全な発達と研究成果の適切な利用が、国民の福祉の向上に果たす役割りは絶大であるが、科学研究の不調和な発達と研究成果の無視または濫用は、国民の福祉にとつてばかりでなく、人類の福祉にとつてさえきわめて重大な脅威である。この弊害を防ぎ、科学研究を健全に発達させるためには、国民がそれに関心をもち、それに期待し、協力することが必要である。このため科学研究の本質およびその成果について正し

115

い認識を得られる機会が、国民に確保されていなければならない。

ここにわが国の科学研究が健全に発達して国民の福祉、世界の平和、文化の向上に寄与する  
ために、国の行なうべき政策の基本的方向を規定するためにこの法律を制定する。

## I 科学研究の目的と社会的任務

※1. 人文科学、社会科学、自然科学を通じて、およそ科学研究は人文、社会および自然に関する真理の探求をその目的とする。

※2. 科学研究は、国民生活をゆたかにし、人間の尊厳が保障される社会を建設し、もつて世界平和の確立、人類福祉の増進、文化の向上に貢献することを社会的任務とする。従つてその健全な発展が促進されなければならない。

(理由説明)

科学研究の目的は、※1項にのべたように、真理の探求にある。真理の探求、すなわち客観的な法則の認識は、それ自体として価値あるものと認められなければならない。

※2項にのべた国民生活をゆたかにし、以下の各項目は、人間社会の目標といえよう。この目標の達成は、科学研究の力をかりずには不可能であることは人類の長い歴史の示す所である。これを科学研究のもつ社会的任務とした。科学研究の各分野の中には、応用技術に結びつくものもあれば、直接の応用には縁遠いと思われるものもある。これらの区別を性急に行なうことなしに、科学の全分野に調和のとれた発展をとげることが、科学研究から社会への寄与をもつとも大きく有効にする途である。

科学研究の成果は、両刃の剣であつて、それは人類の将来に大きな寄与をなし得ると同時に、もし悪用されれば、とりかえしのつかぬ災害をもたらす。科学研究のかたわらな発展は、このような危険を生じやすいことに、とくに留意せねばならない。

## II 科学研究の条件

### 1) 基本的条件

※1. 国は、科学研究の自由を保障しなければならない。

※2. 科学研究に関する科学研究者の自主性はこれを十分に尊重し、その創意をいかに発揮できるようにしなければならない。

(理由説明)

憲法の学問、思想の自由の条項の趣旨にそつたものである。科学研究は、真理に対してのみ忠実であつて、権力や特殊利益の圧力によつてまげられてはならない。過去の苦い経験は自由が保障されてはじめて、科学研究の目標が実現されることを明らかにしている。

研究者の創意こそ科学研究の原動力である。目的をもつた研究でも、創意の自由な発揮が科学研究の発展の基礎となることをオ2項にのべた。研究者間の討論、協力、相互批判が創意の自由な発揮に不可欠であるので、これを研究者の自主性の尊重と表現する。

オ2. 科学研究の成果は、原則として公開されなければならない。国は科学研究者の発表の自由を制限してはならないだけでなく、積極的にこれを促進しなければならない。

(理由説明)

公開の原則には二つの面がある。オ1に、研究の成果を公開し、その交流を促進することは、科学のいつそりの発展を可能にする。オ2に、国民は、科学研究について「真実を知る権利」がある。科学研究の成果が正しく利用され、その悪用の危険性がふせがれるには、すべてが国民にひろく知らなければならない。

オ3. 国の科学研究に関する行政は、科学研究が必要とする諸条件をそれぞれの科学分野の性格ならびに研究の発展段階に応じて、もつとも効果的に提供できるように整備確立することを目標として行なわなければならない。

2) 研究体制

オ1. わが国の科学研究体制は、国公立の大学、研究機関および諸専門学会が相互に有機的な関連をもちつつ、科学者の総意にもとづいて作られなければならない。

(理由説明)

研究体制についての基本的なあり方をのべた。後にのべるように科学者の総意を代表する機関として日本学術会議がある。それが研究体制のかなめの位置をしめる。

\* 2. 大学は、科学の教育、科学研究者の養成を行なうとともに、科学研究をもその任務とするから、その面でも充実されなければならない。

(理由説明)

従来大学は、教育機関としてのみ考えられてきたきらいがある。基礎科学の研究の重要な部分を負担していることをここに明らかにする。(研究施設および研究費のオ3を参照)

オ3. 国公立の研究機関が各々その特殊性を生かして科学研究に寄与しうるような措置が講じられなければならない。

(理由説明)

研究機関の性格はさまざまであつて、すべての共通した問題点をひろい出すことはむづかしい。その設立の趣旨がそれぞれもつともよく生かされるような配慮が望まれる。

オ4. 学会は科学研究の交流の場であり、研究者の自主性にもとづき、諸活動を健全に行ないうるものでなければならない。たがし必要に応じ、国はその事業を助成しなければならない。

(理由説明)

学会が研究体制のなかで占める位置を明らかにし、研究者の自主性の尊重、(基本的条件のオ1)に関連して、その健全な発展がはからねばならないことをのべた。学会のすべてに共通する基本的な機能として、専門誌の出版など研究発表がある。これをはじめとして、自主的な諸活動は必要に応じ、国が助成しなければならない。

オ5. 上記の諸機関が十分にその機能を発揮するためにも、科学者の国内的交流協力が促進されるように必要な措置が講じられなければならない。

(理由・説明)

科学研究者の人事交流や協力は、いろいろな障害によつてさまざまに、理想からはきわめて遠い現状にある。それを打開する具体策が考えられなければならない。

オ6 科学研究の基本方針、全国的視野に立つての長期計画は、科学者の総意を代表する機関で作られなければならない。

② 諸方面の共同利用研究機構が整備増強され、それが十分な機能を発揮しうるような体制がととのえられなければならない。

③ 前各項のために、科学者の総意を十分反映してこれを実施する機関がつけられなければならない。

(理由・説明)

科学者の総意を代表する日本学術会議が研究体制の上でしめる具体的な機能をオ1項にのべた。これまで、学術会議は、科学研究の基本方針や全国的視野に立つての長期計画を審議し、これを政府に勧告してきたが、この機能は強化されなければならない。中でも学術会議が提案して作られてきた諸共同利用研究所は、新しい研究体制として今までに大きな成果をあげてきた。学術会議は、これらの点を考慮しつつ「基礎科学研究体制の確立についての5要綱」を将来の指針として政府へ申し入れたが、これがオ2項に盛り込まれている。今総会に提案される、人文、社会科学及び物理学の両総会研究機構、及び現在地の各分野でねられている同じような大きな構想はいずれも5要綱の線の発展である。これらが、日本学術会議と一体となつて運営されることを裏付けるためにオ3項にのべた。

このようにして、科学研究全体の体制がより進んだ構想にあらためられることを期待する。

オ7 科学研究の社会的任務が活かされ、科学の成果が、国民の福祉に十分応用されるように、政府は、行政諸機関の体制をととのえなければならない。

(理由・説明)

科学の成果を具体的に生かして行くために、いろいろを行政機関の中に有機的な体制をととのえ、かつ運営をあらためることが要求される。そこには、国民の各方面の意見

とともに、科学者の発言が活かされるように配慮されねばならない。

### 3) 研究施設および研究費

オ1. それぞれの科学の性格およびその研究の発展段階に応じて、常に最も効果的な研究費体系が組織されなければならない。

オ2. 科学研究が十分な成果をあげるためには国民所得に対する研究費の割り合いを十分高めるよう留意しなければならない。

② 特に基礎科学の研究費は国が十分支出しなければならない。

③ 新しい専門分野・境界領域などにも十分な研究費が割り当てられるよう配慮されなければならない。

#### (理由・説明)

研究費全体は、国民総所得のような全国的な活動力をあらわすものとの割り合いがきわめて低い。この比率を高め、科学研究が十分な成果を上げるために必要な研究費を支出するようになさなければならない。又基礎研究と応用研究との比率が正され、基礎が不当に圧迫されることがないようにされねばならぬ。又基礎研究は応用研究とちがつて、直接の利用にたがらにつながらないので、その研究費は国が支出せねばならない。これらすべて、基礎科学振興5原則のオ1にのべられている。又オ3項では、とかく等閑にふされやすい、新分野、境界領域について指摘した。

オ3 研究要員、研究費、研究施設に関しては調和のとれた一般水準向上が図られねばならない。そのため大学における科学研究の充実が配慮されねばならない。

#### (理由・説明)

基礎科学研究体制確立のための5要綱のオ1には、研究の一般水準の向上がのべられている。この水準向上がなまじりにされたまま、いろいろな重点施策がこれまでとられてきたが、それが多くの弊を生み、結局は重点とされたものも伸ばしえなかつた例は多い。研究体制のオ6及び次のオ4で述べられている共同利用研究所設立など長期計画

121

の実施とここにのべた研究の一般水準向上とが、両者相まつて科学研究の将来への施策の中軸を形成することに留意しなければならない。

オ4. 科学研究にとって必要な研究資料を保全、活用するために必要な措置を講じなければならない。

(理由・説明)

資料とは、学術文献はいりまでもなく、古文書、古跡、自然史資料などであり、その保全活用に当る機関としては、図書館、博物館、情報センター、文化財保護機関等である。これらの諸機関が相互に連携を保ちつつ、円滑な運用ができるように適切な措置を講じなければならない。

オ5. 長期計画による科学研究の実施にあつては、単年度予算制度の欠陥を補正して、計画の順調な実施を可能ならしめるようにしなければならない。

2. 研究費予算には、科学研究の弾力性に対する適切な措置を講じなければならない。

(理由・説明)

研究体制のオ6で述べた長期計画の実施にあつての問題点の一つは、現行予算、会計制度はの欠陥にある。ここでは主にそれを問題とした。研究の計画性が保たれるように、それとともに、固定した年次計画が研究の弾力性を損うことがないように配慮する必要がある。

科学研究は動的なものであるから、臨機な処置がとれるような弾力性をもつた流動的な予算・会計・物品管理制度にあらためねばならない。

オ6. 民間における研究費の支出または民間からの寄附は、これを助長する方策を講じなければならない。

(理由・説明)

例えば、税法上の措置が考えられる。

4) 科学研究者の環境および待遇

科学研究者は、性別、学歴などのいかにかわらず、平等に研究の機会が与えられ、その能力を十分に発揮して科学の進歩に寄与出来るよう所遇されなければならない。

② 科学の進歩は、若い研究者の新鮮な頭脳とはつつたる研究意欲に負うところが多いことにかんがみ、その所遇について十分に配慮されなければならない。

(理由・説明)

科学研究者に与えられる環境および待遇全般についての一般的な原則をのべた。平等の原則の下に研究能力が十分に発揮できるようにすることである。更に科学者の養成には長い期間にわたって訓練が必要であるから、その能力を十分に発揮させるように所遇されなければならない。オ2項では、従来に年功序列的な習慣が、若い研究者の意欲をさまたげていることに特に注意し、それを改めることの必要性をのべている。

オ2 科学研究者の労働条件その他の環境に関しては、その特殊性を考慮し、その社会的任務に相応した待遇が与えられなければならない。

② 科学研究に協力する補助者、技術者の科学研究における重要性がますます高まりつつあることにかんがみ、その待遇については十分な配慮がなされなければならない。

(理由・説明)

ここでは給与、勤務時間などの労働条件をのべる。科学研究者のもつ特殊性とは、次のような事を意味している。給与については、学会参加、専門書の購入、調査などについて、個人負担がさげられない。勤務時間については、他の職種とちがって必ずしも固定した時間制に拘束することが出来ない。又研究に危険性がともなうのを皆無にするのがむづかしいことも多い。以上のことを考えた上で、科学研究者の待遇はその科学者としての社会的寄与にふさわしいものに改善されねばならぬ。

オ2項では、科学研究に協力する技術者、補助者の待遇をのべた。科学の研究がすすむにつれてこれらの人々との協力と分業なしには、研究は進行できなくなってきた。その専門的能力と研究への寄与を正当に評価して、安んじてその仕事が続けられるような

23

待遇への改善が必要である。

#### 5) 国際交流と国際協力

オ1. 科学研究の発展のためには、科学の国際的交流および協力が推進されなければならない。

科学の国際交流協力は、世界平和への貢献を目的として、国際学術団体との積極的交流を推進し、また世界の各国と交流協力を進めるように行われなければならない。

② 科学の国際的交流協力は、各国の科学の伝統と自主性を尊重し、かつ対等の立場に立つて行われなければならない。

③ 国は、科学の国際交流協力を発展させるために、国内態勢の整備に必要な措置を講じなければならない。

④ 科学の国際的交流協力は、公開の原則にもとづかなければならない。

(理由・説明)

科学の国際的交流が、科学研究にとって欠くことのできない条件であることは多くの経験によつて証明されている。しかし、国際協力は、軍事研究を目的とするものであつてはならず、これは世界平和の確立に貢献するものでなければならない。相対立する国家ブロック間の関係が緊迫した今日では、このことは、科学者の共通の義務でなければならない。このために、国交関係の有無にかかわらず、世界の各国と科学の国際協力を進めることは大きな意義をもつてあろう。これがオ1項の趣旨である。

科学の国際協力は、相互に自主性を尊重し、対等な立場において行なわれるものではないならば、真の協力は実現されないであろう。科学は外部から加えられる如何なる干渉からも自由であることを必要とするからである。これがオ2項の趣旨である。

科学の国際協力は、その実現の可能性があるにもかかわらず、国内の受入れ態勢が整備されていないために、多くの障害に直面している。例えば、翻訳を担当する機関が設置されていないために生ずる語学の制約が各国との協力をはばんでいること、招聘教授を招きたいが費用が不足していることなどがあげられる。これらの障害を除くことが緊

急の課題であるが、そのための国の諸々の措置が必要である。これが3項の趣旨である。

科学の国際交流が科学研究の発展のためであり、世界平和への貢献を目標すべきであるならば、このいずれにとつても、交流の成果の公開は必要かつ有益である。公開は自由な討論によつて協力を助長し、また軍事的な秘密研究の排除に役立つからである。

### Ⅲ 科学研究者の養成

科学研究者の養成は、広い視野にたつて、科学の各領域にわたり、長期的見通しをもとずいて行なわれなければならない。

国は、科学者の養成および科学研究能力の基盤を培養し、これを維持増進するために必要な措置を講じなければならない。

#### (理由)

科学研究者は、一朝一夕に養成されるものではない。従つて科学の発展のためには、長期的な見通しをもとずいた科学者養成のための、特別の措置が必要とされるものである。しかも、科学は、現在直接的に有用な分野を助長すれば十分であるというのではなく、これが基礎的あるいは直接的に有用でない研究分野の発展と結合することによつて、健全な発展が可能となるものであるから、この意味からも長期的な見通しをもつた養成計画が必要である。

科学研究者の養成のためには、大学院学生の研究指導の充実のために、大学院の人的、物的両面の整備が必要とされている。また、大学院学生の待遇の改善も行なわれなければならない。その中心となるのは、奨学金制度の改善である。この場合に大学院学生は研究陣の一員として考えられるべき一面を有しているから、奨学金は給与の性格をもつものとして考慮される必要がある。奨励研究生の制度の拡充も研究者の養成のために必要である。

養成期間を了した科学者の研究能力の維持増進もまた科学の発展のためには必要である。このための制度的措置として再教育、流動研究員制度、サバティカル、イヤー制度などが考えられる。これらの方策を実現するために必要とされる国の任務は大きいであろう。

#### IV 日本学術会議

日本の全科学者の総意を内外に代表する機関として、日本学術会議を置く。

#### 補 記

上記の科学研究基本法の成立に際し、日本学術会議は、以下の要旨を含む科学研究者の責務に関する宣言(声明)を発布すること。

- ① 科学者は、それぞれ科学研究の目的と社会的任務を自覚し、科学研究の健全な発展につくし、国民の期待にこれえるよう努めなければならない。
- ② 科学者は科学研究の自由に対する抑圧に抗議し、科学研究の成果の無視または濫用が社会におよぼす有害な結果について指摘し、国民および人類の福祉をまもる責任をわう。

#### (理由・説明)

科学の維持と発展に対する主要な責任は科学者自身が負わなければならない。その責任を果たすために欠くことのできない科学研究の自由も科学者自らが守ろうとする意思をもたなければならないであろう。

また、科学が善用されるか悪用されるかによつてもたらされる結果は特に重要である。専門的知識を有する科学者は、かかる知識が善用されることを確保するために努力する責任があると考えられる。

原子力潜水艦の日本港湾寄港について

資料9

声明 (1963年4月26日)

日本学術会議は、原子力ー日本国民の幸福と世界の平和にのみ  
役立つことを念願し、わが国に於ける原子力開発の発足に際し、  
民主・自主・公用と振興とを平和利用三原則の確立と原水爆の  
禁止と訴え、それ以来、この線に沿っての努力を重ねてきた。

目下アメリカ政府はわが国に原子力潜水艦の寄港を申し  
入れている。われわれは、上記の立場から、おてにこの件に対  
政府に対し、わが国の責任ある機関が自主的にその安全性を  
審査し、その能論を国民の前に明らかにする(勧告)した。  
この(勧告)の(いま)この(件)が(解決)していない現状では、日本国民の安全が  
おびやかされるので、われわれは、原子力潜水艦の日本  
寄港は(おそれがある)の(ぞ)しくは(な)いと考える。

オーストリア : 報告者 H. Thirring.

VOWの活動の報告.

1960年6月 VOW (Vereinigung Osterreichischer Wissenschaftler) が設立された。

メンバーは70名で、自然科学と社会・人文科学の大学研究者から構成されている。

目的は、Pugwash会議 (又はCOSWA) のそれと一致している事が確認されている。

VOWの活動は外務省からは、わりと好意をもちられている。しかし科学者の間では、重要な地位は占めていない。

今までに、「全面核戦争の勃発を予防しなければ、その被害に対する何らの真の抗議もあり得ない」という主旨の署名をあつめ、署名者の集会用いた。又、VOWの主催で Noel-Baker の軍縮に関するウィーン大学の一番大きな講堂で開いた。

講演

しかし、適当な財源がなく、軍備比の増大に対する闘いが充分行い得ない状態である。

又、科学者の間には、このような平和運動に対する不信感が、かなりあるし、その他にも、特に若い科学者の間には、学問を進める障害になるのではないかという愚念から、この運動に参加しない者が多い。

チェコスロバキア.

チェコスロバキア、パグワッシュ委員会が1962年1月に設立された。

目的は、パグワッシュ出席者の位々の努力を統合すると同時に、意見を定期的に交換することである。この委員会は、科学アカデミーの援助の下に活動をしている。

メンバーは、すべてアカデミー会員であり、自然科学、社会科学者が含まれている。

今までの主な活動は、オク・10回パグワッシュ会議の準備と、ラッセルの90回誕生の祝いの会である。又、ウィーン宣言のチェコ語訳を5000部作って科学者達にくばった。種々の会議の宣言を新聞や科学雑誌にのせたり、雑誌や、科学者の会合や、公衆の集会などで、パグワッシュ運動の説明をやったりしている。

ノルウェー : 報告者 H. Wergeland.

10人のメンバーで Norwegian Pugwash Group を作っている。大部分は化学と物理の教授である。事務機構としては、秘書と会計係が1人づついる。

昨年の主な活動は、

- 1) 核実験再開に対する抗議と、それをきっかけとする、ソ連科学者との連絡。
- 2) 日本の科学者との informative meeting.
- 3) ジュネーブの核実験禁止交渉に関する情報宣伝活動。

特に、秘書と会計係りは、多くの論文をかいたり、講演をやったりした。いくつかの新聞はこれを取りあげて出版した。

ユーゴスラビア : 報告者 I. Supek

パグワッシュ会議に招待されてから、大学や、科学アカデミー、などで教団の会合をひらいて、科学の社会に及ぼした影響、口運の構造、核実験の危険性、軍縮プランなどについて討ぎし、これをまとめて、出版する準備をしている。将来は更に体系的に行ない、できれば「新しい研究所を作るか、又は、現在の研究所の共同体を作ることを考えている。

このようなことが口際的に行なえるならば非常に有益であろう。

オランダ：報告者 H.A. Tolhoek.

オランダパグワッシュ会議の後、オランダパグワッシュ委員会が設立され、1960年はじめに活動を開始した。

構成は32名の科学者からなり、24名が自然科学者、8名が社会科学者である。

目的は、パグワッシュ会議の宣言をひろめたり、独自の活動をしたりしてパグワッシュ会議を支援することである。

今までに、多くの Communication <sup>誌</sup>、<sup>と</sup> 日刊新聞や、週刊・月刊の発行物にのせし、又、ある出版業者は、~~ある~~ いくつかのポケットブックを出版することに協力してくれた。そして、例えば、Brown & Reel 著 "Community of Fear"、W. Millis 著 "A World Without War"、"Lasting Peace" などが出版された。

1962年に、グロニンゲン州立大学に "Polemological Institute" が設立された。これは、戦争と平和の問題を科学的に研究することを目的としている。

1962年になってから、委員会は、王室と政府に於て、公開状で、核軍備競争に因り、重大な憂慮を抱いていることを伝えた。

"Pugwash Fund" は、小口ではあるが、かなり多くの金を集めている。

○ オランダ科学者協会の活動。

オランダには、1946年7月に設立されたオランダ科学者 <sup>協会</sup> (V.O.W.; Verbond van Wetenschappelijke Onderzoekers) があって、科学の社会的影響の問題に関する運動を行なっている。

その目的は、

- 1) 科学研究を強力にすすめること。
- 2) 科学の社会に対する影響に関する科学者の責任感を強める。
- 3) 科学者の社会的位置を強める。
- 4) 科学の人類及び社会に対する有用性を大きくするために科学者の影響力を強める。

この協会は570名のメンバーから成り、月刊誌を発行し、多くのレポートを刊行し、全欧的な会議を組織し、又、多くの大学町では地方的な活動を行なっている。

このV.O.W.はパグワッシュ運動を強力に支えており、委員会の多くのメンバーは、V.O.W.のメンバーである。V.O.W.と委員会とは、活動の計画に関する情報を定期的に交換しており、又、V.O.W.の月刊誌は、定期的に、パグワッシュ会議に関するレポートをのせている。

西ドイツ：報告者 G. Burkhardt, W. Kliefoth

1959年に、パグワッシュ会議出席者を中心として、V.D.W. (Vereinigung Deutscher Wissenschaftler) が結成された。

目的は、科学者自身に、彼らの責任と義務を自覚させること、科学の社会に与えた影響から生じた問題を研究すること、研究成果の自由な交換及び国際協力を発展させること、市民に対して、新しい科学技術の発見の意味を知らせ、彼らの利益と危険について知らせ、又、科学的な方法で取り扱うあらゆる問題に因り、政府に対して、advice を与えること、などである。

メンバーは、120名の大学の研究者及び教官である。自然科学者特に物理学者が最も多く、指導的な物理学者は大部分がメンバーである。

毎年、10月の終りに2日間、総会がひらかれる。62年で第4回目になる。毎回、いくつかのテーマが取りあげられ、専門家をよんで、話ヒキマ、討議を行なう。

その他に、今までに2回の会合を開いた。第1回は、"世界の政治情勢"、第2回は "non-violent resistance" というテーマで報告と討議を行なった。

V.D.W.の活動は次のような Commission が中心となっている。

- a) ヨーロッパにおける軍備制限とコントロールの問題の研究。
- b) 科学研究の自由と市民の利益
- c) 核兵器に関する法律的な問題。
- d) 戦時における一般市民の保護の問題
- e) ABC-Protection Guideの問題。

V.D.W.は、又、定期的に"Rundbriefe"を編集発行している。今までに13号発行している。

その他に、若い世代に対して、いくつかの大学において、inter-departmental course 又は seminar をはじめた。テーマは、例えば、核兵器の影響、放射能及びその他、技術の進歩によってもたらされる種の傷害、現代の政治及び科学の組織、などである。

V.D.W.の財源は、個人又は組織からのprivate な寄付によって支えられている。

